平成３０年（フ）第４１７５号
東京都足立区西新井３丁目22―10―103、住民票上の住所岐阜県岐阜市則武231－１　パールハイツ90　101号室
債務者　笹田　拓矢
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１７９号
東京都豊島区南長崎５丁目30―９―101
債務者　松本眞知子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１８６号
東京都江東区北砂２丁目９－８―102
債務者　小日向省三
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９１号
東京都江戸川区西篠崎１丁目16―14―202
債務者　山本　奈々
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９６号
東京都世田谷区世田谷３丁目４―16―203
債務者　佐々木義信
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９８号
東京都大田区池上５丁目３―15―303
債務者　村田　敏子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９９号
東京都大田区池上５丁目３―15―303
債務者　村田　佳子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２０４号
東京都足立区扇２丁目26―41―404
債務者　青木　千枝（旧姓磯邊）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２０７号
東京都板橋区蓮沼町78―９―201
債務者　佐々木春華
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５７号
東京都立川市一番町６丁目18番地の３マンションみやざき103号
債務者　谷山　悠紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原997番地１　Ａ―５
債務者　安次嶺　功
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４３５号
東京都港区麻布十番１丁目２番７―406号、破産手続開始等申立時の住所東京都八王子市横山町25番15号ヴィラエスポワール303号
債務者　岡　紀代美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月６日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６９０号
東京都西東京市富士町３丁目９番18号サンハイムウメ202号
債務者　南條　武馬
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月６日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
沖縄県沖縄市室川１－６－１　いちごハウス202、住民票上の住所沖縄県沖縄市松本２丁目６番９号
債務者　比嘉　正一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年10月17日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部